

陳 情 番 号	184
付託先委員会	
審 査 結 果	

令和3年 2月 12日

浜田市議会議長 様

住 所 浜田市日脚町 184 番地 1

氏 名 森谷公昭



豪雨時に水たまりとなる危険箇所の整備を求める
~~について~~の陳情について

- 1 陳情の趣旨（陳情により市の行政等に求めることを簡潔に記入してください。）

別紙

- 2 陳情の理由・背景

（趣旨に記載した事項を要望するに至った理由などを簡潔に記入してください。）

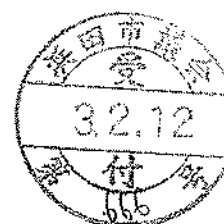
欄が足りない場合は、別紙・次葉をつけて頂いたもかまいません。）

別紙

- 3 意見陳述の希望 ☒ 有 ☐ 無 （○をつけてください）

（「陳述に関する確認事項」に違反した場合は、

委員長の判断で「陳述中止」になることがあります。）



要旨

周りに保育園がある空き地が、豪雨時に腰以上に水たまりができる危険を取り除いて欲しい。

内容

人命にかかわる長浜町 770-6 の西側の南北について、豪雨時に腰以上に水がたまる。

近くに保育園もあり、人命にかかわるということで、住民が浜田市に何度も改善を要求していると聞いた。

そのことを把握しているのか？

把握していなくても、早急に善処してもらいたい。



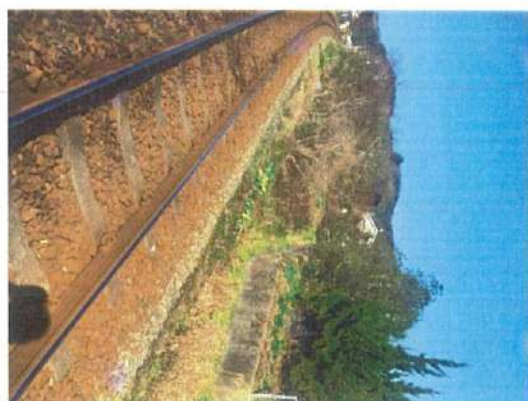


2

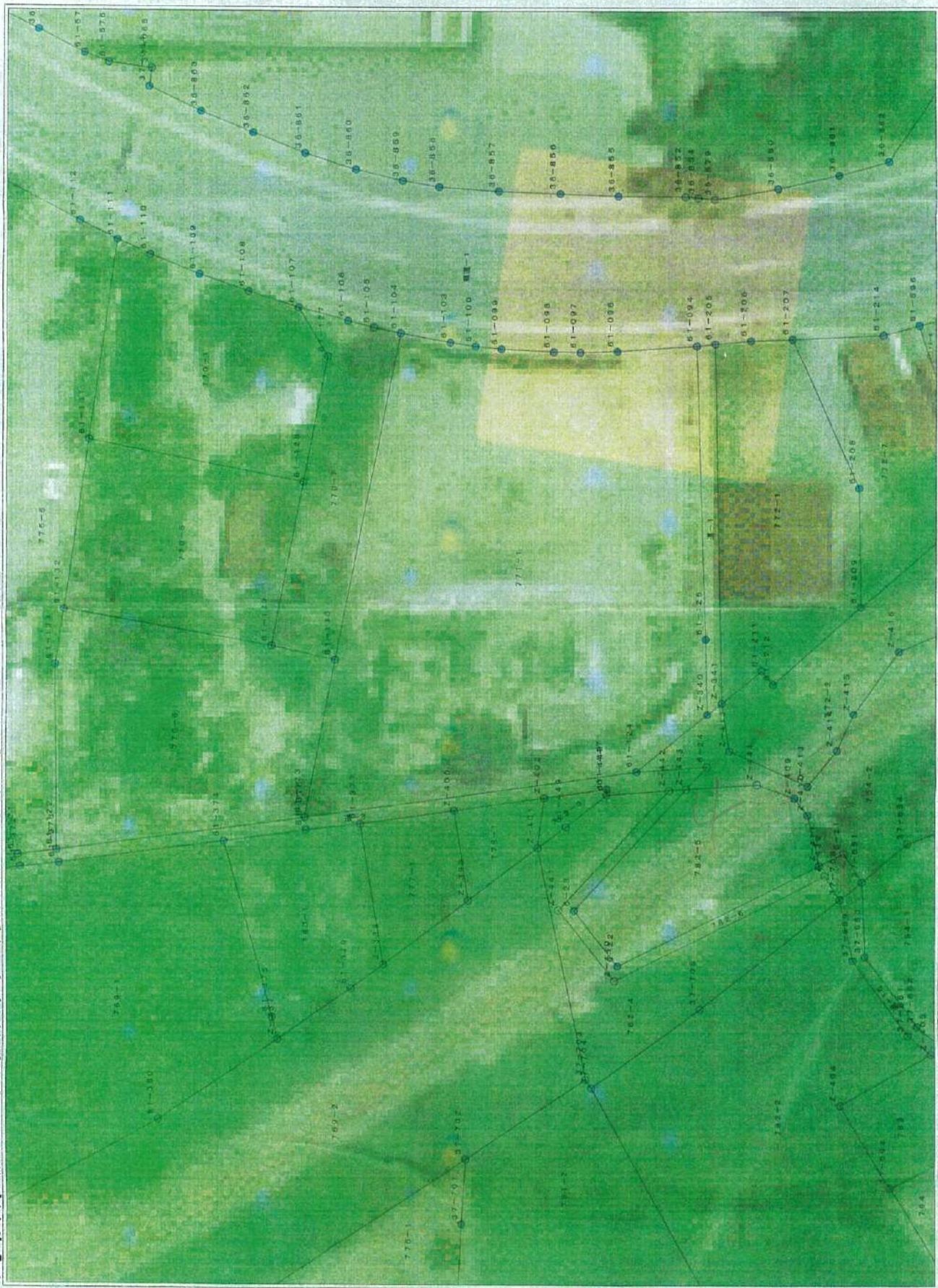




3



島根県浜田市集成図（長浜町未定義）



本図は、世界測地系で表記されています。
 [注1] この図面は登記・権利関係には使用できません。
 [注2] この図面は浜田市の内部資料による、正確な形状と異なる場合があります。

1:300

0 10 20 30 40

印刷日付：令和 2年 6月 19日

4

陳 情 番 号	185
付託先委員会	
審 査 結 果	

令和3年 2月12日

浜田市議会議長 様

住 所 浜田市日脚町184番地1

氏 名 森谷公昭



新型コロナウイルスの影響を受ける事業所への支援強化を求める
~~陳情~~の陳情について

- 1 陳情の趣旨（陳情により市の行政等に求めることを簡潔に記入してください。）

別紙

- 2 陳情の理由・背景

（趣旨に記載した事項を要望するに至った理由などを簡潔に記入してください。）

欄が足りない場合は、別紙・次葉をつけて頂いたもかまいません。）

別紙



- 3 意見陳述の希望 ☒ 有 ☐ 無 （○をつけてください）

（「陳述に関する確認事項」に違反した場合は、

委員長の判断で「陳述中止」になることがあります。）

要旨

コロナ影響のお店をもう一息バックアップして欲しい

内容

駐車場での弁当販売枠が4倍に増え、ロビーでも弁当販売ができるようになったが、

新聞には、報道されていない。

新聞やケーブルテレビが取り上げるかどうかは、彼らの判断になるが、情報は投げ込んであってほしい。

どのようなになっているのか。

陳 情 番 号	186
付託先委員会	
審 査 結 果	

令和3年 2月12日

浜田市議会議長 様

住 所 浜田市日脚町184番地1

氏 名 森谷公昭



雇用促進住宅の管理運営方針を公表を求める 陳情について

- 1 陳情の趣旨（陳情により市の行政等に求めることを簡潔に記入してください。）

別紙

- 2 陳情の理由・背景

（趣旨に記載した事項を要望するに至った理由などを簡潔に記入してください。）

欄が足りない場合は、別紙・次葉をつけて頂いたもかまいません。）

別紙



- 3 意見陳述の希望 ☒ 有 ☐ 無 （○をつけてください）

（「陳述に関する確認事項」に違反した場合は、

委員長の判断で「陳述中止」になることがあります。）

要旨

雇用促進住宅の管理運営方針を公表して欲しい

内容

雇用促進住宅は浜田市直営になったが、どのようなプランで運営するのか発表した方が良いのではないか？

指定管理者に様々なプレゼンをさせて選定しているが、今回は該当なしで、浜田市の直営で行うことになった。

浜田市が直営でやるにしても、指定管理者に求める程度の方針を公表すべきではないか？

陳 情 番 号	187
付託先委員会	
審 査 結 果	

令和3年 2月12日

浜田市議会議長 様

住 所 浜田市日脚町184番地1
氏 名 森谷公昭

海石住宅の家電製品の交換

を求める

にまつものの陳情について

- 1 陳情の趣旨（陳情により市の行政等に求めることを簡潔に記入してください。）

別紙

- 2 陳情の理由・背景

（趣旨に記載した事項を要望するに至った理由などを簡潔に記入してください。）

欄が足りない場合は、別紙・次葉をつけて頂いたまかまいません。）

別紙



- 3 意見陳述の希望 ☒ 有 ☐ 無 （○をつけてください）

（「陳述に関する確認事項」に違反した場合は、

委員長の判断で「陳述中止」になることがあります。）

要旨

海石住宅の家電はできるだけ交換して欲しい

内容

三隅の海石住宅での高電流、高電圧？による停電の原因は何だったのか？

家電に対して影響はないのか？あるのか？

~~系統~~電灯が明るくなって切れた、とか、電話機から煙が出たとか聞いている。

煙が出ても、保障しないで使えるものは使ってもらっているそう。

電気屋さんに聞くと、それは危険だ、煙が出たり熱くなったりした家電は交換しなければ^{どろ}~~土~~いう

不具合が出るかわからない。ということだ。

危機感に疑問が残るが大丈夫か？

陳 情 番 号	188
付託先委員会	
審 査 結 果	

令和3年 2月12日

浜田市議会議長 様

住 所 浜田市日脚町184番地1
氏 名 森谷公昭 印

自殺者が出た市営住宅の

契約書の心理的瑕疵項目の記載内容

関する
陳情について

- 1 陳情の趣旨（陳情により市の行政等に求めることを簡潔に記入してください。）

別紙

- 2 陳情の理由・背景

（趣旨に記載した事項を要望するに至った理由などを簡潔に記入してください。）

欄が足りない場合は、別紙・次葉をつけて頂いたもかまいません。）

別紙



- 3 意見陳述の希望 ☒ 有 ☐ 無 （○をつけてください）

（「陳述に関する確認事項」に違反した場合は、

委員長の判断で「陳述中止」になることがあります。）

要旨

自殺者が出た住宅の契約書の心理的瑕疵項目

内容

自殺のあった市営住宅（公営住宅、一般住宅など）の契約書には、心理的瑕疵について、記載が甘いように思うが、宅建業法、民法に照らし合わせて問題ないのか？

「^県感_がやっている通りなので問題ない」という回答はやめてもらい、顧問弁護士と相談するなりして自分自身で判断して欲しい。

その際、弁護士が問題ないと言ったという回答ではなく、その根拠条文条例を示すくらいの回答はしてほしい。

陳 情 番 号	189
付託先委員会	
審 査 結 果	

令和3年 2月12日

浜田市議会議長 様

住 所 浜田市日脚町184番地1

氏 名 森谷公昭 

中宮住宅の連帯保証人の取扱いの是正 ^{関する} ~~に~~ ~~おいて~~ 陳情について

- 1 陳情の趣旨（陳情により市の行政等に求めることを簡潔に記入してください。）

別紙

- 2 陳情の理由・背景

（趣旨に記載した事項を要望するに至った理由などを簡潔に記入してください。）

欄が足りない場合は、別紙・次葉をつけて頂いたもかまいません。）

別紙



- 3 意見陳述の希望 ☒ 有 ☐ 無 （○をつけてください）

（「陳述に関する確認事項」に違反した場合は、

委員長の判断で「陳述中止」になることがあります。）

要旨

連帯保証人について一考を求める

内容

公営住宅に保証人が不要になった。

しかし、その他の市営住宅には保証人の規定が残っていたり、更に厳しくなったりしたケースもある。

建築住宅課は、「債権を確保するために保証人をとる、保証人を不要にする予定はない」と考えているようだ。

しかし、民法改正の結果、保証人をとらないような動きが出来たのである。

上位法の民法に逆らってまで保証人を求める必要があるのか疑問に思う。

説明してもらいたい。

陳 情 番 号	190
付託先委員会	
審 査 結 果	

令和3年 2月12日

浜田市議会議長 様

住 所 浜田市日脚町184番地1

氏 名 森谷公昭

指定管理者選定にかかる

総合振興計画と条例、申請者の考え方 に関する陳情について

- 1 陳情の趣旨（陳情により市の行政等に求めることを簡潔に記入してください。）

別紙

- 2 陳情の理由・背景

（趣旨に記載した事項を要望するに至った理由などを簡潔に記入してください。）

欄が足りない場合は、別紙・次葉をつけて頂いたもかまいません。）

別紙



- 3 意見陳述の希望 ☒ 有 ☐ 無 （〇をつけてください）

（「陳述に関する確認事項」に違反した場合は、

委員長の判断で「陳述中止」になることがあります。）

要旨

総合振と条例と申請者の考え方

内容

雇用促進住宅の指定管理について、

建築住宅^課は、「申請者は浜田市の考え方と違う、浜田市の考え方を重要視する申請者に指定管理を任せたい」という発言があったが、総合振興計画と申請者の考えが同じであり、建築住宅課の考えは条例と同じであった。

条例は総合振の下位にあり、ときには条例が変更されることになる。

このような関係が、前陳情では理解されていない。

建築住宅^課の不勉強により、プレゼン前に審査員に書面が送られた。

このようなことが有ってはいけませんが、どこからただせばいいのか検討して欲しい。

陳 情 番 号	191
付託先委員会	
審 査 結 果	

令和3年 2月12日

浜田市議会議員 様

住 所 浜田市日脚町184番地1

氏 名 森谷公昭



雇用促進住宅の指定管理者選定なしと決定後の進め方に関する陳情について

18

- 1 陳情の趣旨（陳情により市の行政等に求めることを簡潔に記入してください。）

別紙

- 2 陳情の理由・背景

（趣旨に記載した事項を要望するに至った理由などを簡潔に記入してください。）

欄が足りない場合は、別紙・次葉をつけて頂いたもかまいません。）

別紙



- 3 意見陳述の希望 ☒ 有 ☐ 無 （○をつけてください）

（「陳述に関する確認事項」に違反した場合は、

委員長の判断で「陳述中止」になることがあります。）

要旨

指定管理の選定なしについての進め方

内容

雇用促進住宅の指定管理で落選した会社は、今でも関わりたいとオファーを続けているが、

応募資格のない住宅供給公社と話が進んでいるようだ。

初めからの出来レースではなかろうが、申請者をないがしろにして、応募資格のない所と話を進めることについて^{釈然}後前としない。

問題はないのだろうか？

令和3年 2月12日

浜田市議会議長 様

住 所 浜田市日脚町184番地1

氏 名 森谷公昭



どぶろくの提案の取扱い

関する陳情について

19

- 1 陳情の趣旨（陳情により市の行政等に求めることを簡潔に記入してください。）

別紙

- 2 陳情の理由・背景

（趣旨に記載した事項を要望するに至った理由などを簡潔に記入してください。）

欄が足りない場合は、別紙・次葉をつけて頂いたもかまいません。）

別紙



- 3 意見陳述の希望 ☒ 有 ☐ 無 （○をつけてください）

（「陳述に関する確認事項」に違反した場合は、

委員長の判断で「陳述中止」になることがあります。）

令和3年 2月 12日

浜田市議会議長 様

住 所 浜田市日脚町 184 番地 1

氏 名 森谷公昭



陳情の推進

関する
に於ける陳情

- 1 陳情の趣旨（陳情により市の行政等に求めることを簡潔に記入してください。）

別紙

- 2 陳情の理由・背景

（趣旨に記載した事項を要望するに至った理由などを簡潔に記入してください。）

欄が足りない場合は、別紙・次葉をつけて頂いたもかまいません。）

別紙



- 3 意見陳述の希望 ☒ 有 ☐ 無 （○をつけてください）

（「陳述に関する確認事項」に違反した場合は、

委員長の判断で「陳述中止」になることがあります。）

陳 情 番 号	192
付託先委員会	
審 査 結 果	

令和3年 2月12日

浜田市議会議員 様

住 所 浜田市日脚町184番地1
氏 名 森谷公昭



どぶろくの提案の取扱い

関する陳情について

19

- 1 陳情の趣旨（陳情により市の行政等に求めることを簡潔に記入してください。）

別紙

- 2 陳情の理由・背景

（趣旨に記載した事項を要望するに至った理由などを簡潔に記入してください。

欄が足りない場合は、別紙・次葉をつけて頂いたもかまいません。）

別紙



- 3 意見陳述の希望 ☒ 有 ☐ 無 （〇をつけてください）

（「陳述に関する確認事項」に違反した場合は、

委員長の判断で「陳述中止」になることがあります。）

要旨

違法な提案

内容

お魚センターの指定管理者の「ドブクロ」の提案は、違法な提案ではないか？

結果的にどぶろく特区が出来て合法になった。

しかし、提案の時点では違法だと考えるのか？

雇用促進住宅では、現行法に無い提案は違法な提案とされた。

自由討議への意見等について

会派 議員名	提出意見	備考
山水海	1 今の浜田市議会でのやり方では問題点を把握できず、どこに問題があるのか議運で協議の上、要領案の改正に向けて動く方が良い。 2 採決前の自由討議は、否があるときには、なぜそうなのか意見をきいて（賛成者より余計に意見を述べたいでしょうし）それに対して賛成者も意見をのべる。その後、採決という流れをきちんと持つべき	
創風会	1 テーマを決めて、行うべきではないか。 2 視察した福知山市のように、当初予算と決算審査のあとに、全議員で自由討議をして、執行部に提言するのも一つの方法である。 3 視察した宍粟市（しろうし）のように、全議員で討議する場合は、秘密会にして意見を言い合うのも一つの方法。 4 議案に対しての自由討議だと、ただ意見を言うだけで、討議にならないのではないか？	
未来 ※次頁へ	1 自由討議については、滝沢市議会が、参考になります。 2 要領の改正 詳細は次のとおり （自由討議の開始） 第 4 条 2 議員又は委員による動議及び発議は、2 人以上の賛成者（発議者を含む）を必要とする。 →削除（1 人でも可能の扱いとする）	

会派 議員名	提出意見	備考
未来	(自由討議時間)、(発言の禁止) →追加 第 6 条 自由討議は簡潔に行うこととし、議長、委員長は必要であると認めたときは時間や回数等に制限を加えることができる。→削除 → 1 自由討議は簡潔に行うこととし、その時間は、30 分以内とするものとする。 2 議員の発言が不適切又は不適当と判断した時は、議員の発言について注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。→追加 ○鎌倉市議会自由討議実施要項から提案 (委員会採決前自由討論の実施について提案) 第 4 条 委員長は、理事者(市長及び補助職員)の説明及び質疑に対する答弁を受けた後、議案や請願等の採決にあたり、自由討議に付すべき論点の整理をする。賛否について意見を求めるものとする。 2 委員長は、前項の論点ごとに、争点の有無を確認する。 3 委員長は、争点がある論点に絞り、委員間で自由討議を行うものとする。 4 委員長は、自由討議が終結したと認めたときは、委員の意見をまとめた後、議案について採決する。	
超党はまだ	1 自由討議について機能するように、各委員会での政策協議と政策の論点整理、会派代表者による調整、議会運営委員会での合意づくりなど、段階を踏み密室ではなく民主的に、24 人の総参加による互いに合意形成に努力する。	
公明クラブ	1 発議または動議は 3 名以上の賛成者が必要とする。(第 4 条第 2 項)	
西川議員	1 現在の実施要領(案)で問題ないと思います。	
西村議員		

■要領案における自由討議の課題等（事務局）

1 （第 2 条）自由討議の目的と実施する対象の会議について

- ☐本会議
- ☐委員会（常任委員会、特別委員会、議会運営委員会）
- ☐協議等の場（全員協議会、政策討論会幹事会、政策討論会）

（参考 浜田市議会基本条例）

（自由討議による合意形成等）

第11条 議長は、議会は議員による自由な討論の場であることを認識し、市長等に対する本会議等への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互間の討議を中心とする運営に努めるものとする。

2 議会は、本会議等において、議案、請願及び陳情（以下「議案等」という。）を審議し、結論を出す場合においては、**議員相互間の討議により議論を尽くして合意形成に努めるとともに、市民に対する説明責任を果たすものとする。**

2 （第 3 条）自由討議の対象案件

- ☐市長提出議案
- ☐請願
- ☐陳情
- ☐（全員協議会）重要課題

3 （第 4 条）自由討議開始条件

- ☐開始方法（動議、発議）
- ☐成立人数

4 （第 6 条）自由討議時間等

- ☐制限時間の有無
- ☐発言回数制限の有無

浜田市議会自由討議実施要領（案）

（趣旨）

第 1 条 この要領は、浜田市議会基本条例（平成 23 年浜田市条例第 34 号）第 11 条に規定する自由討議の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（自由討議の目的及び実施）

第 2 条 自由討議は、問題点を浮き彫りにし、さまざまな観点から論点を整理し、議員間及び委員間の理解を深めるとともに、議員の政策立案等に係る議会としての説明責任を果たすことを目的とし、本会議、委員会及び全員協議会において実施する。

（自由討議の議題）

第 3 条 自由討議の議題は、本会議及び委員会にあっては議員又は市長が提出する議案及び市民が提出する請願又は陳情とし、全員協議会にあっては自由討議に付すべき重要な課題とする。

（自由討議の開始）

第 4 条 自由討議は、本会議においては議長の発議又は議員の動議により、委員会においては委員長発議又は委員の動議により、全員協議会においては議長の発議又は議員の発議により開始する。

- 2 議員又は委員による動議及び発議は、2 人以上の賛成者（発議者を含む。）を必要とする。
- 3 前 2 項の場合において、自由討議を発議する場合は、当該自由討議の趣旨及び目的を明確に示さなければならない。
- 4 本会議及び委員会における自由討議は、質疑後・討論前に行うものとし、自由討議後の質疑は行わないものとする。ただし、議長又は委員長が必要と認める場合は、この限りでない。
- 5 全員協議会における自由討議は、市長その他の執行機関からの報告事項後に行うものとする。

(発言者等)

第5条 発言者は、議長及び委員長が指名するものとする。

2 発言者は、自らの意見や考えを積極的かつ丁寧に述べるとともに他の議員又は委員の意見に対しても真摯に耳を傾け、討議を尽くして論点を明確にし、最適な結論を導き出すよう努めるものとする。

3 市長その他の執行機関及びその職員は、発言に加わらないものとする。ただし、議長又は委員長から発言を求められた場合及び議長又は委員長から許可を得た場合は、この限りでない。

(自由討議時間等)

第6条 自由討議は簡潔に行うこととし、議長、委員長は必要があると認めたときは時間や回数等に制限等を加えることができる。

(記録及び会議の公開)

第7条 自由討議の記録及び会議の公開については、本会議又は委員会、全員協議会の記録及び会議の公開の取扱いの規定に準じる。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 年 月 日から施行する。

予算決算委員会の在り方への意見等について

会派 議員名	提出意見	備考
山水海	1 窓口で聞いて理解できる予算決算案については、窓口で対応してもらうことも必要では？ 2 質問の件数、時間制限は難しいが、あまり多くなるものについては、各会派で調整が必要では？ 3 委員長より再三一般質問にならないようにと注意があるが、質疑精度については委員各位が配慮すべきでは？	
創風会	1 窓口に行って、聞けば良いような質疑が、散見される。 2 当初予算審査と決算審査では、取下げが多すぎる。 3 要望が多い、質疑をして欲しい。 4 一般質問になっている質疑が多い。 5 質問をしなかった議員に一人一問受け付ける、という委員長の進行は丁寧すぎるのではないか。	
未来	1 聞けば判る程度の質問は控え、長い一般質問になれば、委員長が制止する。もしくは、あらかじめ、議員の持ち時間を制限する。	
超党はまだ	1 (9月の決算審査時) 主要施策等実績報告書に、執行部により、事業実施評価、うまくいかなかった理由、残された課題などを記述してもらう。(業務の負荷になるが、これは執行部にとっても必要なものである)	
公明クラブ	1 窓口で確認できる質問は行わない。 (事業内容だけ聞く)	

会派 議員名	提出意見	備考
西川議員	1 審議、審査する件数が多いので効率化が必要。基本的に所属する委員会の所管する予算決算について担当するものとし、所属委員会以外の案件については、1人当たりの件数を決めて行っていくかどうか。（例えば、所属委員会以外の予算決算についての質疑は1人5件まで）	
西村議員	1 決算審査（9月議会）のあり方についての意見 予算決算委員会における質疑終了後、1日程度の設定で3つの常任委員会ごとに分かれて意見を集約し、その集約した意見を全体会において発表し、最終的に予算決算委員会としての付帯意見としてまとめ上げる方式を提起したい。 （現状に対する問題意識） ➤ 1年間の市政運営の決算審査にあたり、結果的に数百に及ぶ事業に対し何の付帯意見もつけずに「認定」とする議員が相当数存在する現状は、改善の必要アリと考える。 ➤ また、質疑終了後、すぐに議員に意見を求める（書いてもらう）現在のやり方では、議員の理解が深まらないように感じている。 ➤ 少人数で意見が出やすい状況をつくるためにも、常任委員会単位での意見集約をスケジュールに加え、意見集約を2段階制にすることで上記2項目の弱点の強化をめざす。	

各種委員会等の開催状況報告について

【議会申し合わせ事項（該当部分抜粋）】 その他_第4章_全員協議会

- 9 一部事務組合、浜田市都市計画審議会、浜田市土地開発公社の代表者は、会議の開催状況、概要等について、毎年1回文書又は口頭で状況報告を行うこととする。

【報告者（過去事例）】

- （浜田市江津市旧有福村有財産共同管理組合議会）副議長
- （浜田地区広域組合議会）広域の議長
- （その他）年長議員 〃に人選を依頼している。

委員会等名称	選出議員 (令和元年11月選出後)	会議状況の報告 (令和2年3月説明者)
浜田市江津市旧有福村有財産共同管理組合議会議員 (副議長報告)	西川議員、川上議員、布施議員、田畑議員、西田議員、 <u>佐々木副議長</u>	佐々木副議長
浜田地区広域行政組合議会議員 (組合議長報告)	沖田議員、串崎議員、野藤議員、上野議員、岡本議員、 <u>牛尾議員</u>	牛尾議員
浜田市都市計画審議会委員 (年長議員報告)	川上議員、串崎議員、野藤議員、 <u>飛野議員</u> 、岡本議員、永見議員、佐々木副議長	飛野議員
浜田市土地開発公社理事 (年長議員が報告者を調整)	川上議員、笹田議員、布施議員、澁谷議員、 <u>牛尾議員</u>	牛尾議員

状況報告日：令和3年3月17日（水）全員協議会（本会議終了後）

※各委員会において作成された報告書は、全員協議会開催3日前までに事務局へ提出をお願いします。